

審査基準

平成13年6月6日作成

法令名	質屋営業法
根拠条項	第4条第1項
処分の概要	管理者の新設又は変更の許可
原権者(委任先)	石川県公安委員会
法令の定め	質屋営業法第3条第1項第1号～第6号、第8号(許可の基準) 質屋営業法施行規則第1条(申請及び届出の一般的手続) 第5条(管理者の新設又は変更の許可申請)
審査基準	新たに管理者としようとする者が、質屋営業法第3条第1項第1号から第6号までの欠格事由に該当しない、現実には当該営業所を管理すると見込まれるなど質屋営業法を遵守し適正な営業を期待できるときに許可する。
標準処理期間	25日。
申請先	申請書は、営業所所在地の所轄警察署の生活安全課(生活安全刑事課)に提出して下さい。
問い合わせ先	石川県警察本部生活安全企画課営業風俗係 (076)262-1161 内線3043
備考	